平成２８年（フ）第４９１号
千葉県市川市八幡５丁目15番14号、旧住所千葉県市川市鬼高２丁目21番31―707号（ライオンズマンション市川第３）
破産者　井上　文二
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８６９号
さいたま市見沼区大字南中野817番地２　ボンプランタン301、住民票上の住所さいたま市緑区大字三室1409番地１
破産者　田口　忠幸
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
札幌市西区八軒７条西１丁目３番11号
破産者　國分　政明
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５７号
札幌市西区八軒７条西１丁目３番11号、住民票上の住所札幌市西区八軒８条東３丁目３番20号　アガサ八軒102号
破産者　三上　礼子
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５４号
札幌市豊平区平岸５条６丁目２番18号　ハイツ平岸107号
破産者　長嶋　美枝（旧姓谷内）
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６１８号
埼玉県新座市新座３丁目５番８―503号、旧住所埼玉県新座市栗原６丁目１番４号　武蔵野ベルハイツ105号室
破産者　李　　錦
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号
新潟市東区山木戸５丁目15番１号　江東マンションＢ205号、開始決定時の住所新潟市東区牡丹山５丁目９番７号
破産者　木戸屋こと　青柳新太郎
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７５号
富山市岩瀬白山町96番地
破産者　米田　征史
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３１０号
愛知県愛西市落合町1683番地
破産者　若松　宗春
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３６７号
愛知県半田市柊町４丁目211番地の29
破産者　木村　幹雄
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５４９号
愛知県海部郡蟹江町富吉３丁目213番地　第一伊藤コーポ２階207号室、住民票上の住所名古屋市中川区新家２丁目1406番地
破産者　伊藤製作所こと　伊藤　春男
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７１９号
名古屋市瑞穂区前田町２丁目12番地の１
破産者　とんかつハウスかつ一こと　村上　幸雄
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６５号
兵庫県加古郡稲美町加古4824番地の12
破産者　池嶋　稔雄
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４１０号
兵庫県加古川市野口町長砂685番地の11
破産者　タクヤエンジェルこと　沢田　卓矢
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５５号
兵庫県姫路市御立東１丁目17番12号　御立ハイツ202、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家４丁目43番地１　プレステージ姫路西飾磨404
破産者　中田　恒久
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２５５号
奈良県大和郡山市高田町125番地１　ディーズパーク202号室、破産開始決定時の住所奈良県大和郡山市小泉町3606番地
破産者　西尾　尚起
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２８号
広島市中区富士見町８番３―201号、開始決定時の住所広島市西区庚午北４丁目９番27―206号
破産者　河本　弘美
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９号
広島市西区井口２丁目24番32号
破産者　大久保精人
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部